

杉並区会計年度任用職員(一般)【児童安全担当】

募集案内

令和 8 年 1 月 1 5 日

杉 並 区

【1】 採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分等

採 用 区 分		勤 務 態 様	採用予定数	勤 務 場 所
会計年度任用職員 (一般)	児童安全 担当	月 1 6 日 / 1 日 7 時 間 4 5 分	2 名	杉並区役所分庁舎 4・5 階 (成田東 4-36-13) 杉並区児童相談所 (阿佐谷南 1-14-8)

(2) 仕事内容

① 児童相談所開設前

区立児童相談所開設に向けた準備として、主に、警察との連携に係る手順、マニュアル等の整備に対する助言等・児童福祉司等の福祉職との関係性の構築

② 児童相談所開設後

区立児童相談所開設後の、児童相談所業務における警察との円滑な連携に向けた連絡・調整業務等

(3) 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

※条件付採用期間（試用期間） 1 か月

※公募によらない再度の任用制度あり

（公募によらない再度任用の可否は勤務実績等による能力実証を行います。）

(4) 応募資格

① 次のすべてに該当する方

a 少年対応等の業務に精通し、その識見が卓越し、警察での職務経験豊かな者

b 対人折衝能力に長けている者

c 職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者

② 次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 平成 1 1 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

【2】 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、免許証又は資格の写しを添えて次により申し込んでください。

申込方法	申 込 期 限	送付先・申込場所
郵 送 または 持 参	<u>令和8年1月29日（木）まで（必着）</u> (持参の場合は土曜、日曜、祝日を除く 午前8時30分から午後5時まで)	〒166-0015 杉並区成田東4-36-13 杉並区役所分庁舎4階 子ども家庭部児童相談所設置準備課

※ 郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員（一般）【児童安全担当】採用
選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送してください。簡易書留によ
らないものの事故については一切の責任を負いません。

※ 応募書類は返却いたしません。収集した個人情報、個人情報の保護に関する法律及び杉
並区個人情報の保護に関する条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄
します。

【3】 第一次選考

方 法	書類選考	所定の申込書により書類選考を行います。 ※ 応募書類は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いた しません。
合格発表	可否にかかわらず、令和8年2月4日（水）頃までに第一次選考受験者に結果を通知 します。	

【4】 第二次選考

日時・場所 （予定）	○令和8年2月12日（木）、13日（金）、16日（月）、17日（火）のうち、 いずれか1日 （時間等の詳細は第一次選考合格通知にてお知らせします。） ○杉並区役所又は杉並区役所分庁舎	
方 法	面 接	会計年度任用職員として必要な基礎的知識等について個別面接を 行います。
合格発表	令和8年2月下旬予定（詳細は、第二次選考当日にご説明します。）	

【5】 報酬・手当

月額 275,808円（令和8年4月1日予定）

（地域手当に相当する報酬を含みます）

※1 通勤費を支給します。（上限1か月55,000円まで）

※2 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。

※3 特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減するこ
とがあります

※4 期末手当・勤勉手当を支給します。（6か月以上の任用期間がある場合に支
給します。ただし勤務時間が1週15時間30分未満かつ勤務日数が1週2
日以下の場合は支給対象外です。）

【6】 勤務条件・休暇

- ◇ 勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間で、月 16 日勤務です。
- ◇ 勤務時間は原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの 7 時間 45 分勤務です。
(休憩時間は別途 60 分)
- ◇ 公務のため必要がある場合は所定の勤務時間を超えた勤務(超過勤務)となることがあります。
- ◇ 年次有給休暇は、年 13 日付与されます。
- ◇ 慶弔休暇、夏季休暇などの制度があります。

【7】 社会保険・福利厚生

- ◇ 社会保険(健康保険・厚生年金保険)及び雇用保険に加入します。
- ◇ 年 1 回、一般的な健康診断が受けられます。
- ◇ 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。
- ◇ 杉並区職員互助会に加入することができます。

【8】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【9】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和 2 年度から新たに創設された地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

【10】 申込み・問合せ先

杉並区子ども家庭部児童相談所設置準備課(杉並区役所 分庁舎 4 階)

〒166-0015

東京都杉並区成田東 4-36-13

TEL: 03-5307-0355

杉並区役所ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>